

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年9月20日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

## 記

### 1. 入札に付する事項

- (1) 件名 労働者派遣に関する基本契約
- (2) 仕様 仕様書（別途配布）のとおりに

### 2. 契約期間等

- (1) 契約期間 平成24年11月1日から平成25年10月31日まで
- (2) 就業場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号  
独立行政法人農畜産業振興機構  
畜産経営対策部養豚経営課

### 3. 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第6条及び第7条に該当しない者であること。

#### ※「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実が

あった後3年間に資格者としないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 入札時において、平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における「役務等」において、それぞれ「A」、「B」又は「C」に格付けされ、登録された者であること。
- (3) 次の各号のいずれかの資格を有し、入札時に当該資格を証明できる書類を提出したもの
  - ① プライバシーマークを取得していること。
  - ② 個人情報管理規程又はそれに準ずるものを社内で定めていること。
- (4) 一般派遣事業の認可を受けており、入札時に当該認可を証明できる書類を提出したもの。
- (5) 入札説明書の交付を受けたもの

#### 4. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

独立行政法人農畜産業振興機構 畜産経営対策部養豚経営課  
担 当 岡田 美乃里

住 所 東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館2階）  
電話番号 03（3583）8699

5. 入札説明書の交付

- (1) 交付期間 平成24年10月12日（金）17時まで  
（土日祝祭日を除く平日10時から17時まで、12時から13時を除く）
- (2) 交付場所 上記4の場所において交付する

6. 入札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月19日（金）11時から11時10分まで
- (2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

7. 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年10月19日（金）11時10分から
- (2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

8. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(2) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適した履行がされないこととおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留する。

- ② 落札者を保留した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他

の入札者にはその旨を知らせる。

(4) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9. 詳細は入札説明書による。

## 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### 1. 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること  
又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### 2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- (1) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- (2) 当機構との間の取引高
- (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

(4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3. 当方に提供していただく情報

(1) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

(2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内